平成２２年（フ）第５号
岐阜市東鵜２丁目31番地
債務者　笠江　美香
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
岐阜市須賀４丁目―14―10　レオパレスフローラ111号室、住民票上の住所岐阜市須賀４丁目１番８―301号　浅野第２ビル
債務者　藤井　浩治
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
岐阜市福富天神前225番地３
債務者　山本　　薫
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
三重県松阪市大黒田町60番地２、前住所三重県松阪市小片野町634番地
債務者　森嶋　唯男
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１１号
三重県松阪市久保町502番地223
債務者　藤谷　秀也
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２３９４号
長崎県壱岐市勝本町片山触260番地７
債務者　野元　真次
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２６４５号
福岡市博多区美野島３丁目13番２号
債務者　穂坂慎一郎
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７９６号
福岡市中央区大宮２丁目２番18―304号
債務者　川口　浩平
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８５６号
福岡市南区和田４丁目13番５号
債務者　阿比留好美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２９３３号
福岡市博多区山王１―14―28翔薬洗心寮408号
債務者　小島　義信
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０１０号
福岡市博多区三筑１丁目３番８号
債務者　本村　貴寛
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０３１号
鹿児島市牟礼岡２丁目13番19号
債務者　橋口明日香
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０７５号
福岡市博多区対馬小路10番４―1008号
債務者　三浦志代美（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３０８９号
福岡市城南区東油山１丁目13番33―703号
債務者　袖岡　理恵
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１０３号
福岡県糸島市前原北４丁目４番46号
債務者　青木　育子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１０９号
福岡市南区和田３丁目１番17―101号
債務者　濱端　繁之
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１１９号
福岡市博多区堅粕５丁目１番18号アルファピネン博多102号室
債務者　占部しおり（旧姓香月）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１３２号
福岡県古賀市新久保２丁目12番12号
債務者　小川　恭雅
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部